日本国際法学生協会(JILSA) 議事録

学生運営委員長 木村 航大

日付	時間	場所	記録者
2022年1月22日	午後6時~午後6時20分	オンライン	伊藤 洪一

議題

1号 日本国際法学生協会規則の変更

その他

2022Jessup についての説明

出席校 ()は表決を委任された出席校

大阪大学、(京都大学)、上智大学、(東京外国語大学)、東京大学、同志社大学、東北大学、名古屋大学、北海道大学、早稲田大学

以下の議題が承認されました。

議題	内容
1号 日本国際法学生協会規則の変更	添付の通り

また、2022Jessup についての説明を行いました。

規則改正案(会計・構成校関係)

2021 年 1 月 22 日 規則 西岡 航平 会計/構成校 伊藤 洪一

提案

- 日本国際法学生協会規則のうち
- ①第5条の改正
- ②第9条のタイトルの修正
- ③第25条の改正
- ④第43条及び第44条の改正

を提案する。

①第5条の改正

【現行規則】

第 5 条 (Web サイト及びメーリングリスト)

(1)(略)

(2) 学生運営委員間の連絡のためにメーリングリストを設けるものとする(以下「学生運営委員会メーリングリスト」という。)。また、学生運営委員会と構成校代表との連絡のためにメーリングリストを設けるものとする (以下「JILSA メーリングリスト」という。)。なお、このメーリングリストは以下の各号に掲げる事項の伝達については必ず利用されなければならない。

(a 号以下略)

【改正案】

第 5 条(Web サイト及びメーリングリスト)

(1)(略)

(2) 学生運営委員間の連絡のためにメーリングリスト(Slack その他の連絡手段を含む。以下同じ。) を設けるものとする(以下「学生運営委員会メーリングリスト」という。)。また、学生運営委員会と構成校代表との連絡のためにメーリングリストを設けるものとする(以下「JILSA メーリングリスト等」という。)。なお、このメーリングリストは以下の各号に掲げる事項の伝達については必ず利用されなければならない。

(a 号以下略)

理由:現在、構成校との連絡には「メーリングリスト(狭義)」が使われているが、JILSA 委員間の連絡は Slack が主である。また、2021Jessup においては、構成校代表者を含む出場者と JILSA との連絡の 一部が Slack で行われていた。これらの事由に鑑み、連絡手段として必ずしもメーリングリストに限られないことを示しておくことが望ましいと考えられる。「メーリングリスト」という語に Slack その他の連絡手段を含

むという趣旨の改正であるため、学生運営委員間の連絡のみならず、構成校代表との連絡においても、 将来的には、「メーリングリスト(Slack その他の連絡手段を含む)」を用いる可能性を排除するものではない。

②9条のタイトルの修正等

【現行規則】

第9条(脱退)

(2)(b) 第 13 条 2 項 b 号に反し学生運営委員を出さない状況が 2 年以上続いたとき 【改正案】

第9条(脱会・退会)

(2)(b) 第 13 条 第 2 項に反し学生運営委員を出さない状況が 2 年以上続いたとき

理由:本規則は、「脱会」と「退会」を区別して使っている。すなわち、「脱会」は構成校の意思に基づいて本会から離脱することであり(9条1項)、メーリスによる学生運営委員会及び構成校への通知が行われる(5条2項。なお、9条3項が確認的に規定している。)。一方、「退会」は、学生運営委員会において一定の事由(9条2項各号)に基づいて離脱したものとみなすことであり、学生運営委員会の議決を要する(33条1項。なお、9条2項柱書が確認的に規定している)。なお、「除名」は一定の事由(10条)に基づいて構成校を強制的に離脱させることであり、構成校会議の議決を要する(23条6項。なお、10条柱書が確認的に規定している)。脱会・退会をまとめて「脱退」ということも可能だが、両者の用語法をより明確にする目的で、タイトルを変えるべきであると考える。なお、9条1項に基づ、脱会の例として、2021年4月に慶應義塾大学からの申し出によって離脱したことが挙げられる。

また、第 13 条 2 項(b)は存在しない。第 13 条第 2 項の誤りと考えられる。また、規則上、「第 X 条第 Y 項第 Z 号」と書くべきところ、「第 X 条 Y 項」などと表記するものが散見されたため、「第 X 条第 Y 項第 Z 号」の表記に統一している。

③25条(招集)の改正

【現行規則】

- (1) 構成校会議は学生運営委員長が招集する。
- (2) 学生運営委員長は、前条第 2 項 a 号及び b 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時会議を招集しなければならない。
- (3) 構成校会議を招集するときは、構成校に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、 JILSA メーリングリストによって開催日の少なくとも 1 週間前に通知しなければならない。ただし、学生運営委員長が緊急に構成校会議を開催する必要があると認めるときはこの限りではない。

【改正案】

(1) 構成校会議は学生運営委員長が招集する。

- (2) 学生運営委員長は、前条第 2 項 a 号**又は** b 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時会議を招集しなければならない。
- (3) 構成校会議を招集するときは、構成校に対し、会議の日時、場所 (オンラインで行う場合を含む。以下同じ。)、目的及び審議事項を記載したうえで、 JILSA メーリングリストによって開催日の少なくとも 1 週間前に通知しなければならない。ただし、学生運営委員長が緊急に構成校会議を開催する必要があると認めるときはこの限りではない。

※参考

第24条 (開催)

- (1) 通常会議は、毎年夏季及び冬季の 2回開催する。
- (2) 臨時会議は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (a) 学生運営委員会が必要と認め招集の要請をしたとき
 - (b) 構成校総数の 2分の 1以上から招集の要請があったとき

理由(第 2 項): 「a 号及び b 号」とあるのは、「a 号又は b 号」の趣旨であると考えられる(第 24 条第 2 項柱書参照)。

理由(第 3 項): オンライン開催を可能にする趣旨を明示する。また、「書面」という文言は紙ベースのものを想起させるため、削除する。なお、第 30 条第 1 項第 b 号中の「書面評決者」も削除している。 関連条文:第 30条(議事録)、第 39条(議事録)にも「場所」という文言が使われている。

④第 43 条及び第 44 条の改正

第 43 条 (会計年度)

【現行規則】

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

【改正案】

本会の会計年度は、毎年7月初日に始まり翌年6月末日に終わるものとする。

【追加すべき附則】

·2020 年度(2021Jessup)における第 43 条の適用については、同条中「3 月 31 日」とあるのは、「6 月 30 日」と読み替えるものとする。

理由:大会が2月頃に行われ、一部会計処理が3月末に間に合わないことが多いこと、及び、例年7月上旬の夏季構成校会議の直前に学生運営委員会の議決を行っていること、例年7月上旬に三菱UFJ国際財団からの助成金が振り込まれていること(もっとも、2022Jessupにおいては、コロナのため、事業終了後の振り込み措置が取られている。)等を踏まえると、会計年度は7月1日に始めるのが便宜と思われる。実際、2021Jessupの会計年度は2020年7月1日—2021年6月30日となっている。

第 44 条 (予算)

【現行規則】

- (1) 本会の予算は、毎会計年度毎に会計担当者が作成し、当該会計年度開始前に学生運営委員 会の議決を経なければならない。
- (2)(略)
- (3) 本会の予算及び補正予算は、当該年度の夏季通常構成校会議に報告されなければならない。 但し、やむを得ない事情がある場合は、冬季通常構成校会議での報告でも良いものとする。

(以下略)

【改正案】

- (1) 本会の予算は、毎会計年度毎に会計担当者が作成し、当該会計年度が開始する時点から1か 月以内に学生運営委員会の議決を経なければならない。
- (2)(略)
- (3) 本会の予算及び補正予算は、当該年度の夏季通常構成校会議に報告されなければならない。 但し、やむを得ない事情がある場合は、冬季通常構成校会議における報告に代えることができる。 (以下略)

理由(第1項): 従前の規則では、会計年度開始時点である X2 年 4 月 1 日よりも前に X2 年度の 予算案を学生運営委員会において議決しなければならないということになる。しかし、慣行としては X1 年 度担当者からは X2 年 5 月頃に引継いだ上、X2 年度予算案は夏季通常構成校会議(例年は、7 月上 旬に開催される Japan Cup の前日)の直前に学生運営委員会において議決をしていたものと思われる。以 上のような実態を踏まえて、会計年度開始時点(7月1日)から1か月以内に学生運営委員会におい て当該年度の議決をすれば足りるという改正を提案する。

理由(第3項):文言を修正するものであり、条文の意味を変える意図はない。

【参考】新旧対照表

(旧) 日本国際法学生協会規則(2020 年 9 | (新) 日本国際法学生協会規則(2022 年 1 月規則)

第1章:総則(1-5条)

第1条(名称)

Association) (以下「JILSA」という。) とす る。

第2条(事務所)

京都市左京区吉田本町京都大学法学部内

第3条(目的)

月規則)

第1章:総則(1-5条)

第1条(名称)

本会の名称を、「日本国際法学生協会」(英一本会の名称を、「日本国際法学生協会」(英 語名:Japan International Law Student | 語名:Japan International Law Student Association) (以下「JILSA という。) とす る。

第2条(事務所)

京都市左京区吉田本町京都大学法学部内

第3条(目的)

本会は、国際法摸擬裁判を通して学生の国際 法知識・法的思考の涵養に貢献し、また国際法 摸擬裁判に係る学生同士の相互交流を図ることを目的とする。

第4条(事業)

本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) Philip C. Jessup International Law Moot Court Competition Japan National Round (以下「Jessup 国内大会」という。) およびこれに関連する活動の準備・運営
- (2) 国際法模擬裁判大会同窓会の運営
- (3) 構成校間の懇親会の運営

第5条(Web サイト及びメーリングリスト)

- (1) 本規則の定める事項の公表及び JILSA の 広報、資料公開のために Web サイトを設けるものとする(以下「JILSA Web サイト」という。)。 なお、Web サイトには以下の各号に掲げる情報を必ず載せなければならない。
- (a) 本会への入会を認められた団体(以下 「構成校」という。)の大学名
- (b) 学生運営委員長、副委員長及び会計 監査人の氏名と所属大学
 - (c) 学生運営委員会の議事の要旨
- (2) 学生運営委員間の連絡のためにメーリングリストを設けるものとする(以下「学生運営委員会メーリングリスト」という。)。また、学生運営委員会と構成校代表との連絡のためにメーリングリストを設けるものとする(以下「JILSA メーリングリスト」という。)。なお、このメーリングリストは以下の各号に掲げる事項の伝達については必ず利用されなければならない。
- (a) 本会への入会を新しく認められた構成校の大学名

本会は、国際法模擬裁判を通して学生の国際 法知識・法的思考の涵養に貢献し、また国際法 摸擬裁判に係る学生同士の相互交流を図るこ とを目的とする。

第4条(事業)

本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) Philip C. Jessup International Law Moot Court Competition Japan National Round (以下「Jessup 国内大会」という。) およびこれに関連する活動の準備・運営
- (2) 国際法模擬裁判大会同窓会の運営
- (3) 構成校間の懇親会の運営

第5条(Web サイト及びメーリングリスト)

- (1) 本規則の定める事項の公表及び JILSA の 広報、資料公開のために Web サイトを設けるものとする(以下「JILSA Web サイト」という。)。 なお、Web サイトには以下の各号に掲げる情報を必ず載せなければならない。
- (a) 本会への入会を認められた団体(以下 「構成校」という。)の大学名
- (b) 学生運営委員長、副委員長及び会計 監査人の氏名と所属大学
 - (c) 学生運営委員会の議事の要旨
- (2) 学生運営委員間の連絡のためにメーリングリスト(Slack その他の連絡手段を含む。以下同じ。)を設けるものとする(以下「学生運営委員会メーリングリスト」という。)。また、学生運営委員会と構成校代表との連絡のためにメーリングリストを設けるものとする(以下「JILSA メーリングリスト」という。)。なお、このメーリングリストは以下の各号に掲げる事項の伝達については必ず利用されなければならない。
 - (a) 本会への入会を新しく認められた構成校

- (b) 脱会した構成校の大学名
- (c) 学生運営委員、準学生運営委員及び 会計監査人の氏名と大学名
 - (d) 構成校会議に提出される議案
 - (e) 学生運営委員会に提出される議案

第2章:会員(6-11条)

第6条(会員)

本会の会員は、本会の目的に賛同して入会し た、国際法摸擬裁判を行う大学の学生団体とす る。

第7条(入会)

- (1) 本会への入会は学生運営委員会へ申請す るものとし、その入会は学生運営委員会が申請 を受理したときに認められる。
- (2) 構成校の大学名は、学生運営委員会によ り学生運営委員会メーリングリスト及び JILSA メ ーリングリストに送付される。

第8条(会費)

- (1) Jessup 国内大会に出場する構成校の支 出する大会登録料を本会の会費とする。
- (2) 大会登録料は、学生運営委員会の議決を 経て別途これを定める。
- (3) 設定された大会登録料に構成校会議で反 対の議決がされた場合は、前年度の大会登録 料が当該年度の大会に適用される。
- (4) 構成校に別途会費を課す場合は、構成校 会議の議決を必要とする。

第9条(脱退)

- (1) 構成校が脱会を希望する時は学生運営委 員会に通知をするものとする。
- (2) 構成校が次の各号の一に該当する場合 (2) 構成校が次の各号の一に該当する場合

の大学名

- (b) 脱会した構成校の大学名
- (c) 学生運営委員、準学生運営委員及び 会計監査人の氏名と大学名
 - (d) 構成校会議に提出される議案
 - (e) 学生運営委員会に提出される議案

第2章:会員(6-11条)

第6条(会員)

本会の会員は、本会の目的に賛同して入会し た、国際法模擬裁判を行う大学の学生団体とす る。

第7条(入会)

- (1) 本会への入会は学生運営委員会へ申請す るものとし、その入会は学生運営委員会が申請 を受理したときに認められる。
- (2) 構成校の大学名は、学生運営委員会によ り学生運営委員会メーリングリスト及び JILSA メ ーリングリストに送付される。

第8条(会費)

- (1) Jessup 国内大会に出場する構成校の支 出する大会登録料を本会の会費とする。
- (2) 大会登録料は、学生運営委員会の議決を 経て別途これを定める。
- (3) 設定された大会登録料に構成校会議で反 対の議決がされた場合は、前年度の大会登録 料が当該年度の大会に適用される。
- (4) 構成校に別途会費を課す場合は、構成校 会議の議決を必要とする。

第9条(脱会:退会)

- (1) 構成校が脱会を希望する時は学生運営委 員会に通知をするものとする。

- は、学生運営委員会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
- (a) 特段の事情なく、第20条1項に反し構成校会議に代表を参加させないとき
- (b) 第13条2項b号に反し学生運営委員を出さない状況が2年以上続いたとき
 - (c) メンバーが O 人になったとき
- (3) 脱会した構成校の大学名は、学生運営委員会により学生運営委員会メーリングリスト及び JILSA メーリングリストに送付される。

第10条(除名)

構成校が次のいずれかに該当する場合は、構成 校会議の議決を経て、これを除名することができ る。

- (1) 本会規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に 反する行為をしたとき

第11条(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- (1) 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- (2) 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章: 学生運営委員(12-18条) 第12条(学生運営委員の設置)

- (1) 第4条に掲げる事業の執行のため、役員として学生運営委員を置く。
- (2) 学生運営委員の中から学生運営委員長、学生運営副委員長及び会計担当者を定める。

- は、学生運営委員会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
- (a) 特段の事情なく、<u>第20条第1項</u>に反し 構成校会議に代表を参加させないとき
- (b) 第 13 条第 2 項[「b 号」を削除]に反し 学生運営委員を出さない状況が 2 年以上続い たとき
 - (c) メンバーが O 人になったとき
- (3) 脱会した構成校の大学名は、学生運営委員会により学生運営委員会メーリングリスト及び JILSA メーリングリストに送付される。

第10条(除名)

構成校が次のいずれかに該当する場合は、構成 校会議の議決を経て、これを除名することができ る。

- (1) 本会規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に 反する行為をしたとき

第11条(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- (1) 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- (2) 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章: 学生運営委員(12-18条) 第12条(学生運営委員の設置)

- (1) 第 4 条に掲げる事業の執行のため、役員として学生運営委員を置く。
- (2) 学生運営委員の中から学生運営委員長、学生運営副委員長及び会計担当者を定める。

第13条(選任等)

- (1) 学生運営委員は、各構成校からの指名に 基づき、構成校会議において選任する。
- (2) 各構成校は、少なくとも1名以上の学生運 営委員を指名しなければいけない。ただし、その 年の新規参加校についてはこの限りでない。
- (3) 特段の事情があって学生運営委員を選出 できない構成校は、学生運営委員会の承諾を 得た上で、学生運営委員の指名を免除される。
- (4) 学生運営委員長及び副委員長は、学生 運営委員の中から、構成校会議において選任す る。
- (5) 学生運営委員の氏名・役職と所属大学は JILSA Web サイトにおいて公表されるものとす る。

第14条(職務)

- (1) 学生運営委員長は、本会を代表し、その 業務を総理する。
- (2) 学生運営副委員長は、学生運営委員長 を補佐し、学生運営委員長に事故あるとき又は 学生運営委員長が欠けたときは、その職務を代 行する。
- (3) 会計担当者は、第 6 章の定めるところによ り、本会の会計に関する業務を執行する。
- (4) 学生運営委員は、学生運営委員会を構 成し、この規則の定め及び学生運営委員会の議 決に基づき、本会の業務を執行する。

第 15 条 (地位)

学生運営委員は個人の資格で学生運営委員 会に参加するものとし、所属構成校の何らかの利 益を代表するものではない。

第16条(任期等)

学生運営委員の任期は 1 年とする。但し、再任|学生運営委員の任期は 1 年とする。但し、再任

第13条(選任等)

- (1) 学生運営委員は、各構成校からの指名に 基づき、構成校会議において選任する。
- (2) 各構成校は、少なくとも1名以上の学生運 営委員を指名しなければいけない。ただし、その 年の新規参加校についてはこの限りでない。
- (3) 特段の事情があって学生運営委員を選出 できない構成校は、学生運営委員会の承諾を 得た上で、学生運営委員の指名を免除される。
- (4) 学生運営委員長及び副委員長は、学生 運営委員の中から、構成校会議において選任す る。
- (5) 学生運営委員の氏名・役職と所属大学は JILSA Web サイトにおいて公表されるものとす る。

第 14 条 (職務)

- (1) 学生運営委員長は、本会を代表し、その 業務を総理する。
- (2) 学生運営副委員長は、学生運営委員長 を補佐し、学生運営委員長に事故あるとき又は 学生運営委員長が欠けたときは、その職務を代 行する。
- (3) 会計担当者は、第 6 章の定めるところによ り、本会の会計に関する業務を執行する。
- (4) 学生運営委員は、学生運営委員会を構 成し、この規則の定め及び学生運営委員会の議 決に基づき、本会の業務を執行する。

第 15 条 (地位)

学生運営委員は個人の資格で学生運営委員 会に参加するものとし、所属構成校の何らかの利 益を代表するものではない。

第16条(任期等)

を妨げない。

第17条(準学生運営委員)

- (1) 学生運営委員が所属構成校の事情により 大会に参加しなければならない場合、学生運営 委員長はその者を準学生運営委員として、学生 運営委員会への参加が当該構成校に有利にな らないように配慮した上で、大会への参加を認め ることができる。
- (2) 準学生運営委員の氏名及び所属大学に ついては、学生運営委員長により学生運営委員 会メーリングリスト及び JILSA メーリングリストに 送付されるものとする。

第18条(解任)

- (1) 学生運営委員が次の各号の一に該当する 場合は、構成校会議において構成校総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、これを解任することが できる。
- (a) 心身の故障のため職務を執行することが できないと認められるとき
- (b) 職務上の義務違反、その他学生運営委 員たるにふさわしくない行為があると認められるとき (2) 前項の規定により解任しようとする場合は、 当該学生運営委員にあらかじめ通知するととも に、解任の議決を行う構成校会議において、当 該学牛運営委員に弁明の機会を与えなければ ならない。

第4章: 構成校会議(19条-30条) 第19条(種別)

本会の総会を構成校会議とし、これは通常会議 と臨時会議の2種とする。

第 20 条 (構成)

(1) 構成校会議は、各構成校により指名された │(1) 構成校会議は、各構成校により指名された

を妨げない。

第17条(準学生運営委員)

- (1) 学生運営委員が所属構成校の事情により 大会に参加しなければならない場合、学生運営 委員長はその者を準学生運営委員として、学生 運営委員会への参加が当該構成校に有利にな らないように配慮した上で、大会への参加を認め ることができる。
- (2) 準学生運営委員の氏名及び所属大学に ついては、学生運営委員長により学生運営委員 会メーリングリスト及び JILSA メーリングリストに 送付されるものとする。

第18条(解任)

- (1) 学生運営委員が次の各号の一に該当する 場合は、構成校会議において構成校総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、これを解任することが できる。
- (a) 心身の故障のため職務を執行することが できないと認められるとき
- (b) 職務上の義務違反、その他学生運営委 員たるにふさわしくない行為があると認められるとき (2) 前項の規定により解任しようとする場合は、 当該学生運営委員にあらかじめ通知するととも に、解任の議決を行う構成校会議において、当 該学生運営委員に弁明の機会を与えなければ ならない。

第4章: 構成校会議(19条-30条) 第 19 条 (種別)

本会の総会を構成校会議とし、これは通常会議 と臨時会議の2種とする。

第 20 条 (構成)

構成校代表各1名をもって構成する。

- (2) 構成校代表は、学生運営委員を兼任することを妨げられない。ただし、学生運営委員長及び副委員長はこの限りではない。
- (3) 各構成校代表は議案提出権を有する。

第21条(構成校代表以外の議案提出)

学生運営委員会は、構成校会議へ議案を提出 することができる。

第22条(オブザーバー)

- (1) 議題に関係のある学生運営委員はオブザーバーとして構成校会議に出席しなければならない。
- (2) この他に、学生運営委員長は必要と認める者をオブザーバーとして出席させることができる。
- (3) 上記オブザーバーは、構成校会議において発言を行うことができる。但し、表決権はもたない。

第23条(権能)

構成校会議は、以下の事項について議決する。

- (1) 本規則の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 大会登録料の承認
- (4) 予算及び決算報告
- (5) 第8条2項における会費及びその額の承認
- (6) 構成校の除名
- (7) 学生運営委員の選任および解任
- (8) 学生運営委員長・副委員長の選任および解任
- (9) 会計監査人の選任及び解任
- (10) 会計監査人の構成校会議への出席の請求
- (11) Jessup 国内大会運営に係る重要事項

構成校代表各1名をもって構成する。

- (2) 構成校代表は、学生運営委員を兼任する ことを妨げられない。ただし、学生運営委員長及 び副委員長はこの限りではない。
- (3) 各構成校代表は議案提出権を有する。

第21条(構成校代表以外の議案提出)

学生運営委員会は、構成校会議へ議案を提出することができる。

第22条(オブザーバー)

- (1) 議題に関係のある学生運営委員はオブザーバーとして構成校会議に出席しなければならない。
- (2) この他に、学生運営委員長は必要と認める者をオブザーバーとして出席させることができる。
- (3) 上記オブザーバーは、構成校会議において発言を行うことができる。但し、表決権はもたない。

第 23 条 (権能)

構成校会議は、以下の事項について議決する。

- (1) 本規則の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 大会登録料の承認
- (4) 予算及び決算報告
- (5) <u>第8条第2項</u>における会費及びその額の 承認
- (6) 構成校の除名
- (7) 学生運営委員の選任および解任
- (8) 学生運営委員長・副委員長の選任および解任
- (9) 会計監査人の選任及び解任
- (10) 会計監査人の構成校会議への出席の請求
- (11) Jessup 国内大会運営に係る重要事項

(12) その他運営に関する重要事項

第24条(開催)

- (1) 通常会議は、毎年夏季及び冬季の2回開 催する。
- (2) 臨時会議は、次の各号の一に該当する場 合に開催する。
- (a) 学生運営委員会が必要と認め招集の要 請をしたとき
- (b) 構成校総数の2分の1以上から招集の 要請があったとき

第 25 条 (招集)

- (1) 構成校会議は学生運営委員長が招集す る。
- (2) 学生運営委員長は、前条第 2 項 a 号及 びb号の規定による請求があったときは、その日か ら 30 日以内に臨時会議を招集しなければなら ない。
- (3) 構成校会議を招集するときは、構成校に対 し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記 載した書面をもって、JILSA メーリングリストによっ て開催日の少なくとも1週間前に通知しなければ ならない。ただし、学生運営委員長が緊急に構 成校会議を開催する必要があると認めるときはこ の限りではない。

第26条(議長)

構成校会議の議事における議長は、学生運営 委員長が行う。ただし、出席した構成校代表の 過半数の同意を得て、他の学生運営委員を議 長とすることができる。

第27条(定足数)

構成校会議は、構成校総数の4分の1以上の|構成校会議は、構成校総数の4分の1以上の

(12) その他運営に関する重要事項

第 24 条 (開催)

- (1) 通常会議は、毎年夏季及び冬季の2回開 催する。
- (2) 臨時会議は、次の各号の一に該当する場 合に開催する。
- (a) 学生運営委員会が必要と認め招集の要 請をしたとき
- (b) 構成校総数の2分の1以上から招集の 要請があったとき

第25条(招集)

- (1) 構成校会議は学生運営委員長が招集す る。
- (2) 学生運営委員長は、前条第 2 項第 a 号 又は第 b 号の規定による請求があったときは、そ の日から 30 日以内に臨時会議を招集しなけれ ばならない。
- (3) 構成校会議を招集するときは、構成校に対 し、会議の日時、場所(オンラインで行う場合を 含む。以下同じ。)、目的及び審議事項を記載 したうえで、JILSA メーリングリストによって開催日 の少なくとも 1 週間前に通知しなければならな い。ただし、学生運営委員長が緊急に構成校会 議を開催する必要があると認めるときはこの限りで はない。

第26条(議長)

構成校会議の議事における議長は、学生運営 委員長が行う。ただし、出席した構成校代表の 過半数の同意を得て、他の学生運営委員を議 長とすることができる。

第27条(定足数)

構成校代表の出席がなければ開会することがで きない。

第 28 条 (議決)

- (1) 構成校会議における議決事項は第25条 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とす る。
- (2) 構成校会議の議事は、本規則で別に定め る場合を除き、出席した構成校代表の過半数を もって決し、可否同数の場合は議長の決するとこ ろによる。
- (3) 構成校会議における代表出席校が、構成 校総数の3分の2以上に満たない場合、構成 校会議の議事は出席した構成校代表の過半数 にて暫定的に決する。その後に、欠席した構成校 代表に議事内容を第5条2項に定める手段に て迅速に通知することが求められ、通知から 1 週 間において会議での賛成票を上回る反対が欠席 した構成校代表によりなされた場合は、暫定的 決定は覆される。当該基準を満たさない場合 は、暫定的決定が確定される。なお、この確定的 決定は迅速に構成校に第5条2項に定める手 段にて通知されなければならない。

第29条(表決権等)

- (1) 各構成校代表は平等に一票の投票権を 有する。
- (2) やむを得ない理由のため構成校会議に出 席できない構成校代表は代理人を選任して表 決を委任することができる。
- (3) 前項の規定により表決した構成校は、前 2 条、次条第 1 項及び第 46 条の適用について は、総会に出席したものとみなす。

第30条(議事録)

(1) 構成校会議の議事については、次の各号に │(1) 構成校会議の議事については、次の各号に

構成校代表の出席がなければ開会することがで きない。

第 28 条 (議決)

- (1) 構成校会議における議決事項は第 25 条 第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項と する。
- (2) 構成校会議の議事は、本規則で別に定め る場合を除き、出席した構成校代表の過半数を もって決し、可否同数の場合は議長の決するとこ ろによる。
- (3) 構成校会議における代表出席校が、構成 校総数の3分の2以上に満たない場合、構成 校会議の議事は出席した構成校代表の過半数 にて暫定的に決する。その後に、欠席した構成校 代表に議事内容を第5条第2項に定める手段 にて迅速に通知することが求められ、通知から 1 週間において会議での賛成票を上回る反対が欠 席した構成校代表によりなされた場合は、暫定 的決定は覆される。当該基準を満たさない場合 は、暫定的決定が確定される。なお、この確定的 決定は迅速に構成校に第5条第2項に定める 手段にて通知されなければならない。

第29条(表決権等)

- (1) 各構成校代表は平等に一票の投票権を 有する。
- (2) やむを得ない理由のため構成校会議に出 席できない構成校代表は代理人を選任して表 決を委任することができる。
- (3) 前項の規定により表決した構成校は、前 2 条、次条第 1 項及び第 46 条の適用について は、総会に出席したものとみなす。

第30条(議事録)

ならない。

- (a) 開催の日時及び場所
- (b) 構成校総数及び出席者数(書面表決 者又は表決委任者がある場合にあってはその数 を付記すること。)
 - (c) 審議事項
 - (d) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (2) 議事録は、学生運営委員長の記名の上、 JILSA Web サイトにおいて公表されなければい けない。

第5章:学生運営委員会(31-39条) 第31条(構成)

- (1) 学生運営委員会は、学生運営委員によっ て構成する。
- (2) 学生運営委員は議案提出権を有する。

第32条(学生運営委員以外の議案提出)

各構成校は、学生運営委員長へ議案の提出を 要請することができる。学生運営委員長はその議 案を学生運営委員会に提出しなければならな U10

第33条(権能)

学生運営委員会は、次の各号に掲げる事項を 議決する。

- (1) 構成校の入会・退会に関する事項
- (2) Jessup 国内大会運営に係る事項
- (3) 大会登録料の額
- (4) 予算及び決算
- (5) 財産の管理方法
- (6) 構成校会議に付議すべき事項
- (7) その他構成校会議の議決を必要としない本 会運営に関する事項

第34条(開催)

掲げる事項を記載した議事録を作成しなければ|掲げる事項を記載した議事録を作成しなければ ならない。

- (a) 開催の日時及び場所
- (b) 構成校総数及び出席者数([「書面評 決者」を削除1表決委任者がある場合にあっては その数を付記すること。)
 - (c) 審議事項
 - (d) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (2) 議事録は、学生運営委員長の記名の上、 JILSA Web サイトにおいて公表されなければい けない。

第5章:学生運営委員会(31-39条) 第 31 条 (構成)

- (1) 学生運営委員会は、学生運営委員によっ て構成する。
- (2) 学生運営委員は議案提出権を有する。

第32条(学生運営委員以外の議案提出)

各構成校は、学生運営委員長へ議案の提出を 要請することができる。学生運営委員長はその議 案を学生運営委員会に提出しなければならな U₀

第33条(権能)

学生運営委員会は、次の各号に掲げる事項を 議決する。

- (1) 構成校の入会・退会に関する事項
- (2) Jessup 国内大会運営に係る事項
- (3) 大会登録料の額
- (4) 予算及び決算
- (5) 財産の管理方法
- (6) 構成校会議に付議すべき事項
- (7) その他構成校会議の議決を必要としない本 会運営に関する事項

第34条(開催)

学生運営委員会は、学生運営委員長が必要と 判断する場合に開催する。

第35条(招集)

学生運営委員会は、学生運営委員長が招集する。

第36条(議長)

学生運営委員会の議事における議長は、学生運営委員長が行う。

第37条(議決)

学生運営委員会の議事は、本規則で別に定める場合を除き、学生運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第38条(表決権)

学生運営委員長及び副委員長並びに各学生 運営委員は平等に一票の投票権を有する。

第39条(議事録)

- (1) 学生運営委員会の議事については、次の 各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しな ければならない。
 - (a) 開催の日時及び場所
 - (b) 学生運営委員総数及び出席者数
 - (c) 審議事項
 - (d) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (2) 議事録は、構成校のいずれかの求めがあり、その求めに特段の事情が存する場合は、学生運営委員長の記名の上、公表しなければならない。

第6章:財産及び会計(40-45条)

第40条(財産の構成)

学生運営委員会は、学生運営委員長が必要と 判断する場合に開催する。

第35条(招集)

学生運営委員会は、学生運営委員長が招集する。

第36条(議長)

学生運営委員会の議事における議長は、学生 運営委員長が行う。

第37条(議決)

学生運営委員会の議事は、本規則で別に定める場合を除き、学生運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第38条(表決権)

学生運営委員長及び副委員長並びに各学生 運営委員は平等に一票の投票権を有する。

第39条(議事録)

- (1) 学生運営委員会の議事については、次の 各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しな ければならない。
 - (a) 開催の日時及び場所
 - (b) 学生運営委員総数及び出席者数
 - (c) 審議事項
 - (d) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (2) 議事録は、構成校のいずれかの求めがあり、その求めに特段の事情が存する場合は、学生運営委員長の記名の上、公表しなければならない。

第6章: 財産及び会計(40-45条)

第40条(財産の構成)

本会の財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入

第41条 (財産の管理等)

- (1) 本会の財産は、学生運営委員会の定めるところにより、会計担当者が管理する。
- (2) 会計担当者は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い、適時に、正確な会計帳簿及びその附属明細書を作成しなければならない。

第42条(経費の支弁)

本会の経費は、本会の財産をもって支弁する。

第43条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌 年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 44 条 (予算)

- (1) 本会の予算は、毎会計年度毎に会計担当 者が作成し、当該会計年度開始前に学生運営 委員会の議決を経なければならない。
- (2) 当該会計年度中の予算の変更(以下「補正予算」という。)は、学生運営委員会の議決による。
- (3) 本会の予算及び補正予算は、当該年度の 夏季通常構成校会議に報告されなければならな い。但し、やむを得ない事情がある場合は、冬季 通常構成校会議での報告でも良いものとする。
- (4) 学生運営委員会は、本会の予算の執行方法を定めた細則を制定することができる。

第 45 条 (決算)

本会の財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入

第41条(財産の管理等)

- (1) 本会の財産は、学生運営委員会の定めるところにより、会計担当者が管理する。
- (2) 会計担当者は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い、適時に、正確な会計帳簿及びその附属明細書を作成しなければならない。

第42条(経費の支弁)

本会の経費は、本会の財産をもって支弁する。

第43条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年 7 月初日に始まり翌年6月末日に終わるものとする。

第 44 条 (予算)

- (1) 本会の予算は、毎会計年度毎に会計担当者が作成し、当該会計年度が開始する時点から 1 か月以内に学生運営委員会の議決を経なければならない。
- (2) 当該会計年度中の予算の変更(以下「補正予算」という。)は、学生運営委員会の議決による。
- (3) 本会の予算及び補正予算は、当該年度の 夏季通常構成校会議に報告されなければならない。但し、やむを得ない事情がある場合は、冬季 通常構成校会議での報告に代えることができる。
- (4) 学生運営委員会は、本会の予算の執行方法を定めた細則を制定することができる。

第 45 条 (決算)

本会の決算は、次年度の夏季通常構成校会議 に報告されなければならない。

第6章の2:会計監査人(45条の2-45 条の9)

第45条の2(設置義務)

本会は、会計監査人を置かなければならない。

第 45 条の 3 (選任)

会計監査人は、学生運営委員会の意見を考慮 し、構成校会議でこれを選任する。

第 45 条の 4 (任期)

会計監査人の任期は、1年とする。

第 45 条の 5 (権限)

- (1) 会計監査人は、本会の会計帳簿及びその 附属明細書を監査する。この場合において、会 計監査人は、会計監査報告を作成しなければ ならない。
- (2) 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しく はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は 会計担当者に対し、会計に関する報告を求める ことができる。
- (3) 会計監査人は、その職務を行うに当たって は、学生運営委員を使用してはならない。

第 45 条の 6 (会計担当者の行為の差止め 等)

- (1) 会計監査人は、会計担当者の職務の執行 に関し不正の行為又は法令若しくは本規則に違 反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれ があるときは、当該会計担当者に対し、当該行 為をやめることを請求することができる。
- (2) 前項の規定により差止め請求を行った場合 | (2) 前項の規定により差止め請求を行った場合

本会の決算は、次年度の夏季通常構成校会議 に報告されなければならない。

第6章の2:会計監査人(45条の2-45 条の9)

第 45 条の 2 (設置義務)

本会は、会計監査人を置かなければならない。

第 45 条の 3 (選任)

会計監査人は、学生運営委員会の意見を考慮 し、構成校会議でこれを選任する。

第 45 条の 4 (任期)

会計監査人の任期は、1年とする。

第45条の5(権限)

- (1) 会計監査人は、本会の会計帳簿及びその 附属明細書を監査する。この場合において、会 計監査人は、会計監査報告を作成しなければ ならない。
- (2) 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しく はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は 会計担当者に対し、会計に関する報告を求める ことができる。
- (3) 会計監査人は、その職務を行うに当たって は、学生運営委員を使用してはならない。

第 45 条の 6 (会計担当者の行為の差止め 等)

- (1) 会計監査人は、会計担当者の職務の執行 に関し不正の行為又は法令若しくは本規則に違 反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれ があるときは、当該会計担当者に対し、当該行 為をやめることを請求することができる。
- において、相当の期間内に当該会計担当者が一において、相当の期間内に当該会計担当者が

当該行為を中止しないときは、遅滞なく、これを構成校に報告しなければならない。

第 45 条の 7 (構成校会議における意見の陳述)

- (1) 会計帳簿又はその附属明細書が法令又は 本規則に適合するかどうかについて会計監査人 が会計担当者と意見を異にするときは、会計監 査人は、通常構成校会議に出席して意見を述 べることができる。
- (2) 構成校会議において会計監査人の出席を 求める決議があったときは、会計監査人は通常 構成校会議に出席して意見を述べなければなら ない。

第45条の8 (解任)

会計監査人の解任については、第 18 条 (解任) の規定を準用する。

第45条の9(公示)

会計監査人の公示については、第13条第3項 の規定を準用する。

第 7 章:規則の変更、解散など(46-48 条)

第46条(本規則の変更)

この規則の改正は、学生運営委員会において 3 分の 2 以上の賛成をもって発議され、構成校会議において出席した構成校代表の 3 分の 2 以上の賛成をもって採択されなければならない。

第47条(解散及び残余財産の処分)

- (1) 本会は、次に掲げる事由により解散する。
 - (a) 構成校会議の議決
 - (b) 構成校の欠亡
 - (c) 合併
 - (d) 破産

当該行為を中止しないときは、遅滞なく、これを 構成校に報告しなければならない。

第 45 条の 7 (構成校会議における意見の陳述)

- (1) 会計帳簿又はその附属明細書が法令又は本規則に適合するかどうかについて会計監査人が会計担当者と意見を異にするときは、会計監査人は、通常構成校会議に出席して意見を述べることができる。
- (2) 構成校会議において会計監査人の出席を 求める決議があったときは、会計監査人は通常 構成校会議に出席して意見を述べなければなら ない。

第45条の8 (解任)

会計監査人の解任については、第 18 条 (解任)の規定を準用する。

第 45 条の 9 (公示)

会計監査人の公示については、第13条第5項 の規定を準用する。

第 7 章:規則の変更、解散など(46-48 条)

第46条(本規則の変更)

この規則の改正は、学生運営委員会において 3 分の 2 以上の賛成をもって発議され、構成校会議において出席した構成校代表の 3 分の 2 以上の賛成をもって採択されなければならない。

第47条(解散及び残余財産の処分)

- (1) 本会は、次に掲げる事由により解散する。
 - (a) 構成校会議の議決
 - (b) 構成校の欠亡
 - (c) 合併
 - (d) 破産

- (2) 前項に基づき本会が解散する際には、構成校総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- (3) 本会が解散した時は、学生運営委員長が清算人となる。
- (4) 本会が解散の際に有する残余財産は、構成校会議において構成校総数の半数以上の議決をもって選定された公益法人に譲渡するものとする。

第48条(合併)

本会が合併する際には、構成校総数の3分の2 以上の承諾を得なければならない。

第8章: 雑則(49条)

第49条(細則)

この規則の施行について必要な細則は、学生運営委員会の決定により定められる。

附則

- 1. 本規則は、この団体設立の日から施行する。
- 2. 第 45 条の 4 (任期) の規定は、本規則の 改正規則 (2011 年 12 月規則) が施行され た会計年度の会計監査人には適用せず、当該 会計監査人の任期は当該会計年度の終了まで とする。
- 3. 本規則は、2020年2月14日に一部改正された。
- (a) 追加
- ① 第28条2項の2
- (b) 変更
- ① 第27条
- 4. 本規則は、2020年9月17日に一部改正された。
- (a) 変更
- ① 4条1項·2項·3項

- (2) 前項に基づき本会が解散する際には、構成校総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- (3) 本会が解散した時は、学生運営委員長が清算人となる。
- (4) 本会が解散の際に有する残余財産は、構成校会議において構成校総数の半数以上の議決をもって選定された公益法人に譲渡するものとする。

第 48 条 (合併)

本会が合併する際には、構成校総数の3分の2 以上の承諾を得なければならない。

第8章:雑則(49条)

第49条(細則)

この規則の施行について必要な細則は、学生運営委員会の決定により定められる。

附則

- 1. 本規則は、この団体設立の日から施行する。
- 2. 第 45 条の 4 (任期) の規定は、本規則の 改正規則 (2011 年 12 月規則) が施行され た会計年度の会計監査人には適用せず、当該 会計監査人の任期は当該会計年度の終了まで とする。
- 3. 本規則は、2020年2月14日に一部改正された。
- (a) 追加
- ① 第28条2項の2
- (b) 変更
- ① 第27条
- 4. 本規則は、2020年9月17日に一部改正された。
- (a) 変更
- ① 4条1項·2項·3項

- ②5条2項
- ③6条
- ④ 8 条 1 項 a 号·b 号·c 号及び 2 項
- ⑤ 9 条 2 項 b 号
- ⑥ 11 条 2 項
- ⑦ 13条1項a号·b号·c号、2項·3項
- ⑧ 25条2項
- 9 28条2項の2

- ②5条2項
- ③6条
- ④ 8 条 1 項 a 号·b 号·c 号及び 2 項
- ⑤ 9 条 2 項 b 号
- ⑥ 11 条 2 項
- ⑦ 13条1項a号·b号·c号、2項·3項
- ⑧ 25条2項
- 9 28条2項の2
- 5. 本規則は 2022 年 1 月 22 日に一部改正された。
- (a)変更(誤記の修正・表記の揺れを統一したものを除く)
- <u>第5条、第9条、第25条、第43条、第44条</u> 条
- (b) 2020 年度(2021Jessup)における第 43 条の適用については、同条中、「3月31日」とあ るのは、「6月末日」と読み替えるものとする。